

**第28期第2回
日野市町名地番整理審議会**

**令和8年7月16日(木)
午前10時～正午**

**日野市防災情報センター
災害対策本部室**

1. 議題

川辺堀之内・上田・宮地区における町名地番整理事業について

- ①これまでの振り返り
- ②町区域について
- ③確認事項

2. 今後のスケジュールについて

1-①. これまでの振返り <今回の地区 検討経過>

- ① 第23期第1回日野市町名地番整理審議会(平成27年12月)
⇒今回の町名地番変更(町区域案の検討など)の協議を開始



- ② 日野市町名地番整理審議会での議論、区域内での懇談会



- ③ 第27期第1回 日野市町名地番整理審議会(令和5年9月29日)
・新川崎街道縁辺部に関する意向調査・説明会の報告、自治会への報告結果。
・縁辺部区域についての方向性を決定→令和6年1月 縁辺部住民に通知配布。



- ④ 第27期第2回 日野市町名地番整理審議会(令和7年6月19日)
・事業説明会実施について



- ⑤ 日野市町名地番整理事業説明会(令和7年11月)
・5回開催し、延べ約180人が参加。
・事業の概要およびスケジュール等を説明。



- ⑥ 第28期第1回 日野市町名地番整理審議会(令和7年12月19日)
・事業説明会の報告。
・大字豊田地区および上田一丁目予定地の方向性を確認。

1-②. 町区域について

●町区域図の作成にあたって

- ・登記情報、公図をもとに地番の存否確認。(必要に応じて現地調査を実施)
➡不突合土地(例:公図に記載されているが、登記情報がない土地)を整理
- ・町界線・丁目境は、現大字界を尊重し、日野市町名整理施行基準に沿って設定。

日野市町名整理施行基準(抜粋)

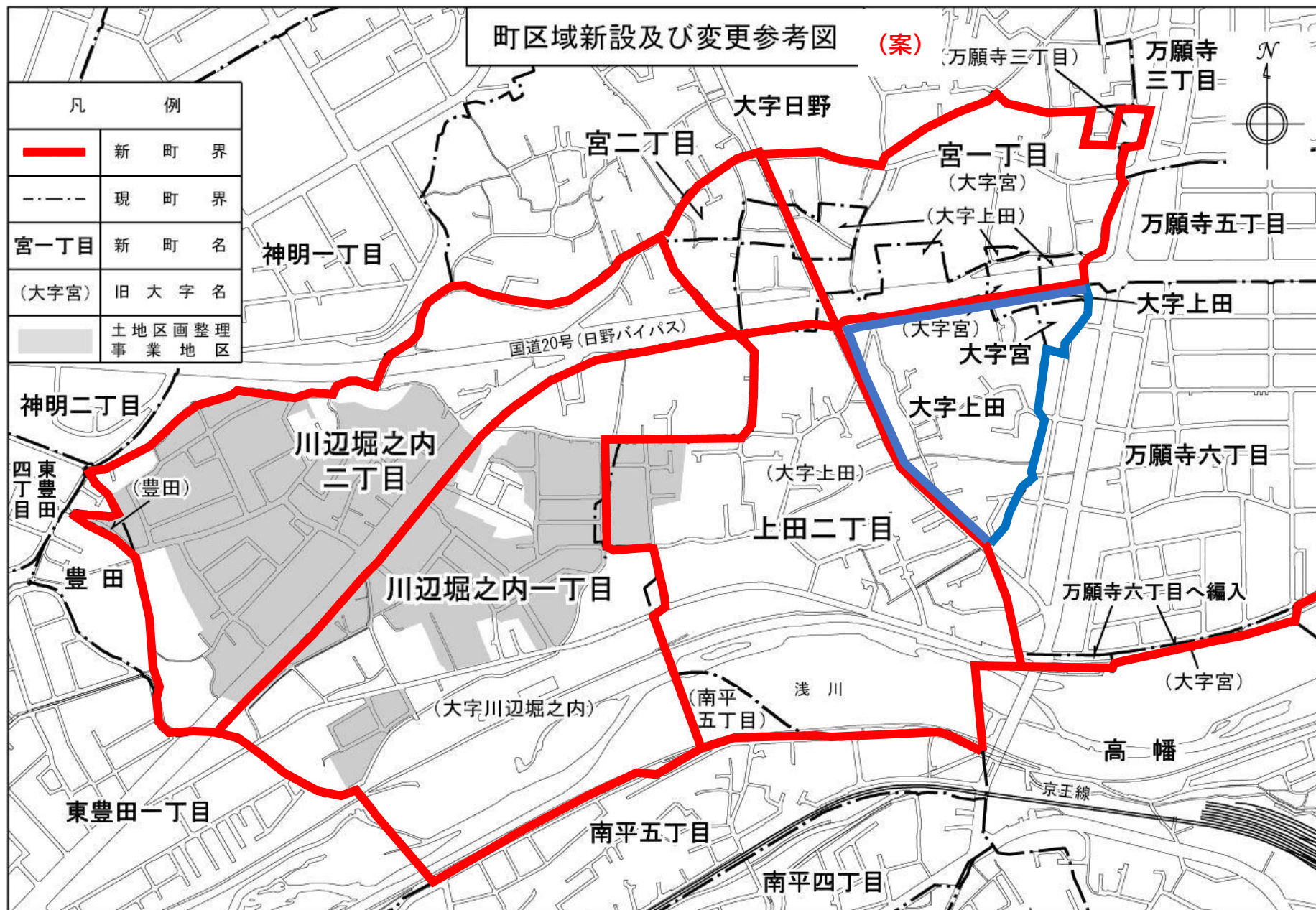
4. 町及び丁目の境界

町界を定める場合は、境界を単純明瞭にするために道路・河川・鉄道等の不変性のものを選んでこれにあて、丁目境は明確な道路等を利用し、境界の鮮明を期する。

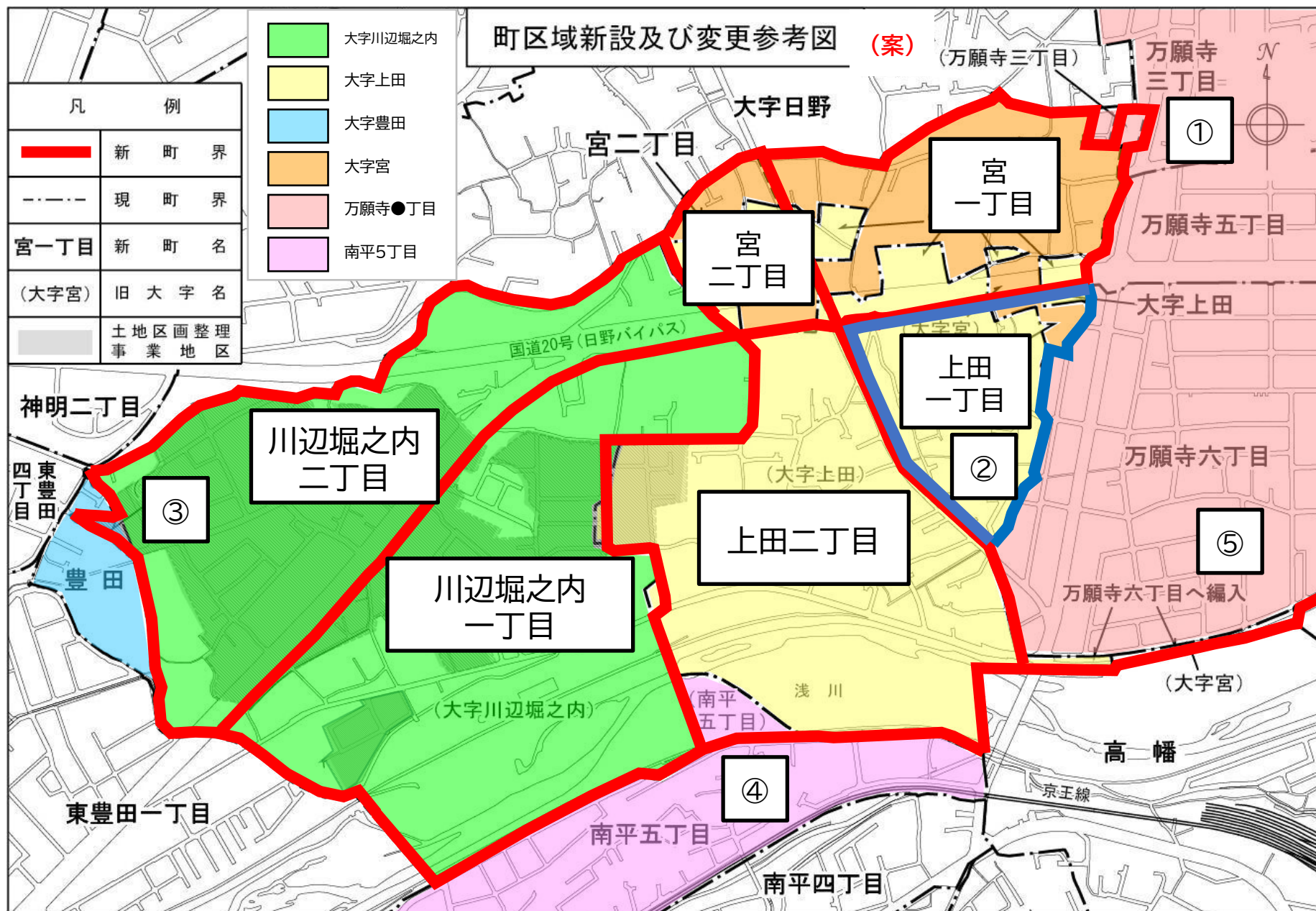
5. 町界線の所在

町界線の所在は道路(私道を含む)・河川の場合には、東側の側線及び南側の側線とする。

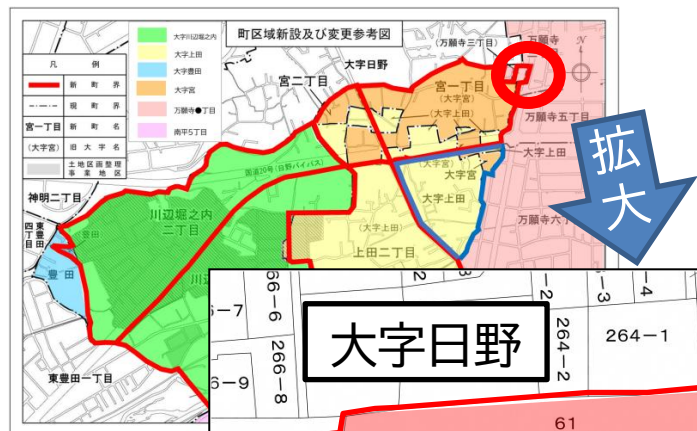
1-②. 町区域について



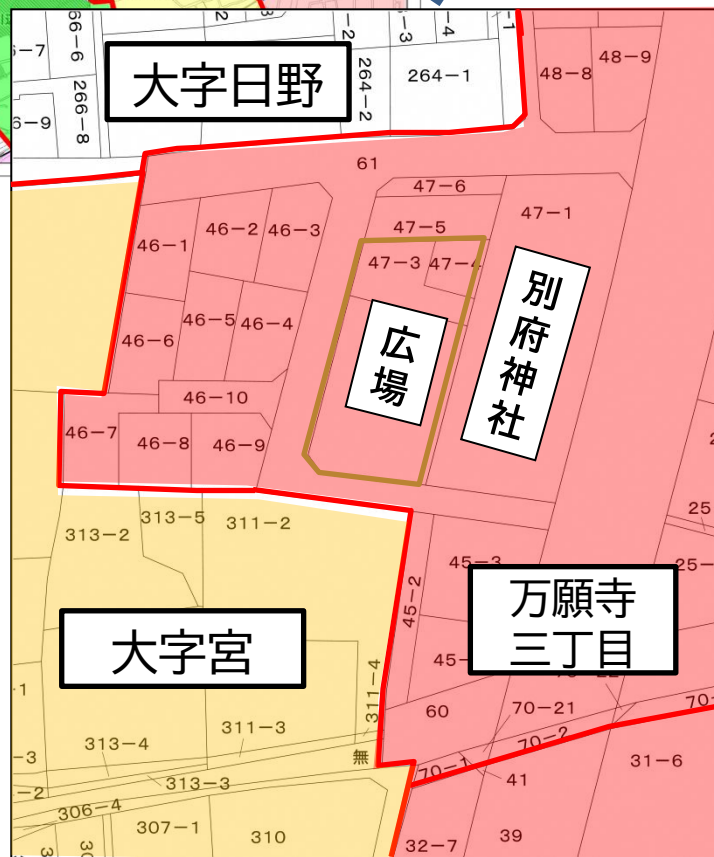
1-②. 町区域について



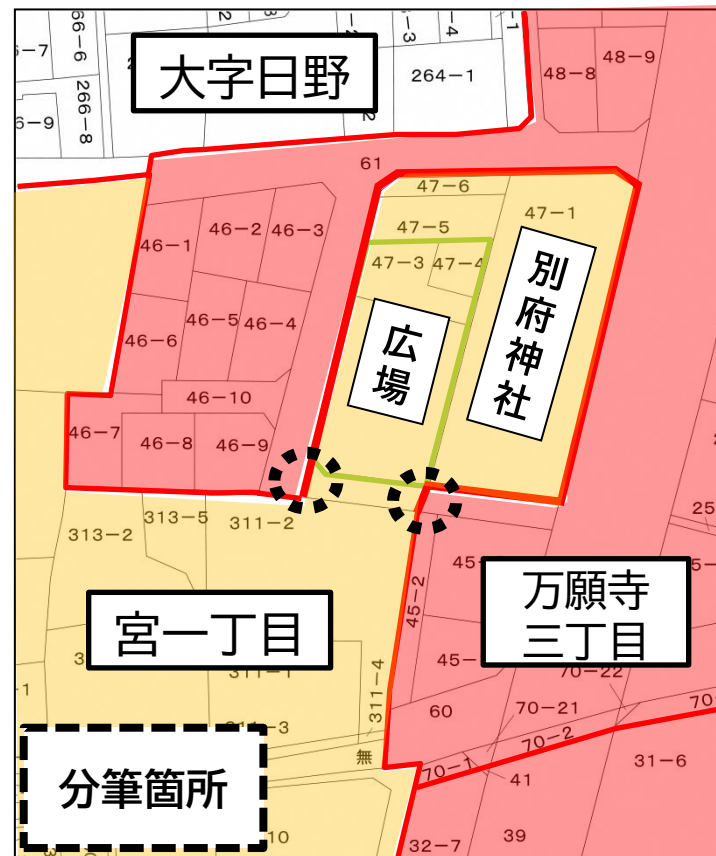
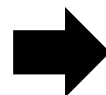
1-②. 町区域について <①別府神社周辺> (第27期第2回町名地番整理審議会の方針確認)



別府神社を含む街区を、万願寺から宮に戻す



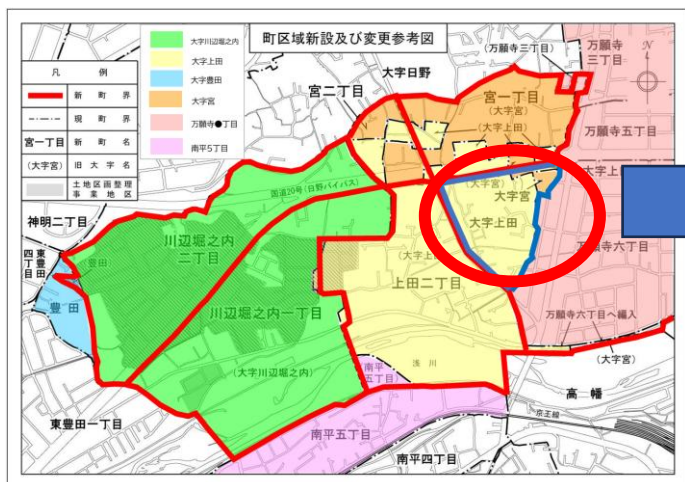
現在



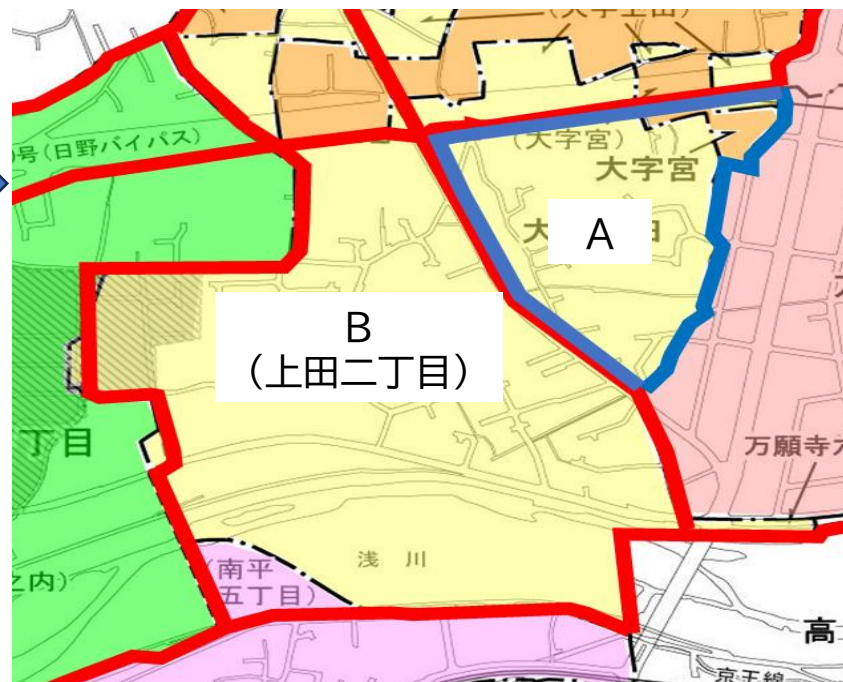
変更後

町字界

1-②. 町区域について <②上田一丁目および上田二丁目>（第28期第1回町名地番整理審議会で確認）



拡大



・区域A(大字上田・大字宮)の一部において、「高幡橋北土地区画整理事業」(組合施行)が予定
 ・今後、組合の認可を受け、事業を進めることになっているが、予定通り進むと区域Aでは短期間で2度、町名地番変更(住所変更の手続き)が必要となり、住民への負担が大きくなるので、その負担は避けたい。

・「高幡橋北土地区画整理事業」の組合設立準備会より、土地区画整理事業の施行に伴い、町名地番整理に対する配慮(実施時期など)をお願いしたい旨の依頼あり。

➡川辺堀之内土地区画整理事業完了にあわせて、区域Bに「上田二丁目」を新設。
 区域Aは、高幡橋北土地区画整理事業の完了にあわせて、「上田一丁目」を新設。
 (それまでは、大字上田および大字宮として残す)

※これまで「高幡橋北土地区画整理事業」は令和11年度の施行予定とご案内していたが、区画整理事業の進捗状況などを踏まえて、現時点で施行時期は未定となっております。

1-②. 町区域について <③土地区画整理事業地内の大字豊田> (第28期第1回町名地番整理審議会で確認)

<現状>

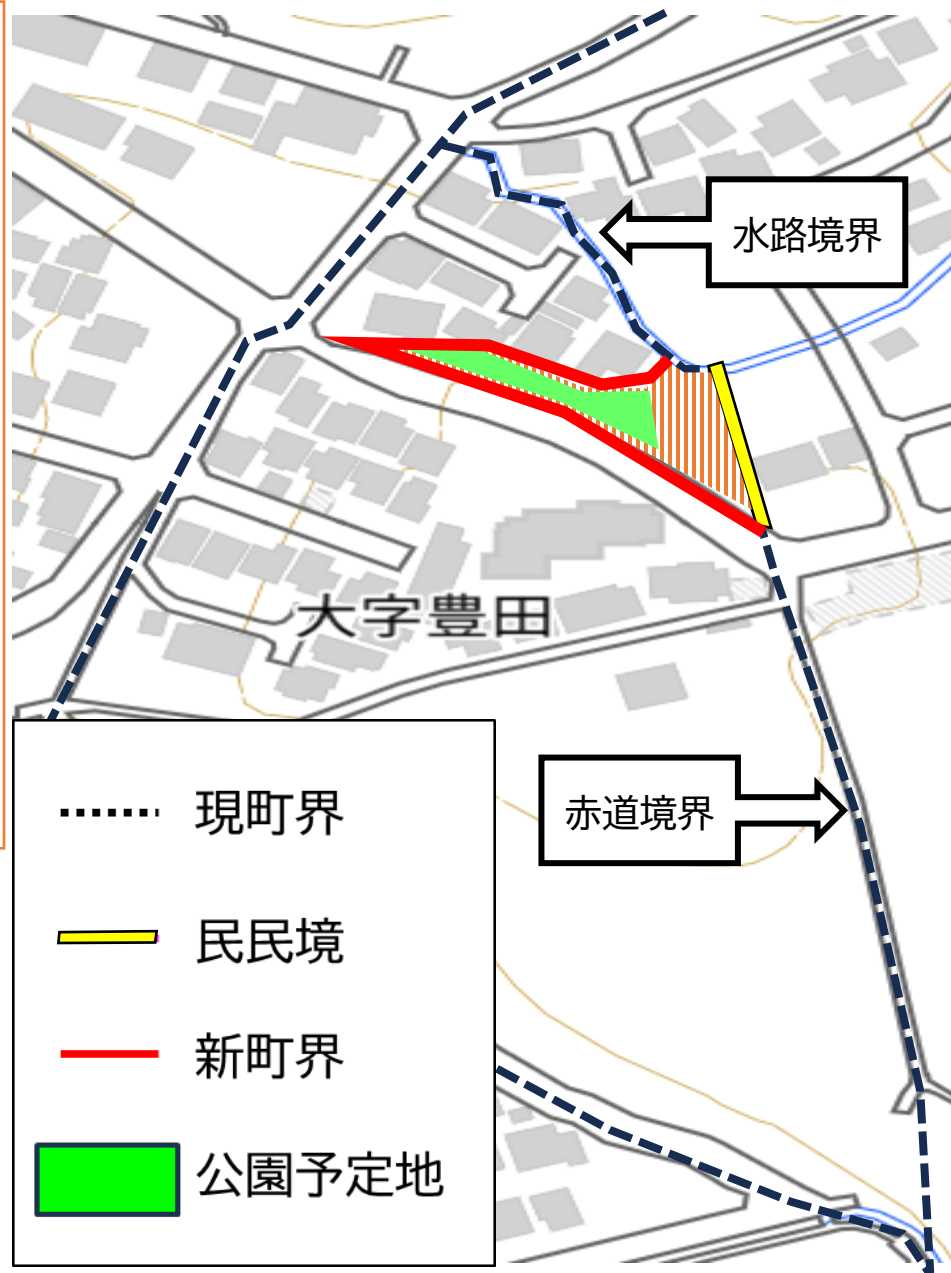
○町名地番整理審議会において、以下の意見をいただく。

- ・他の地域に比べて対象が限定的である
- ・飛び地ではない
- ・住所が混在している状況ではない

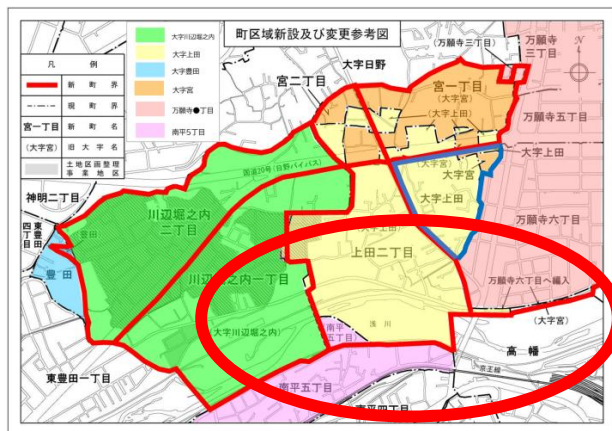
→町名地番整理事業による効果(飛び地の解消、配達サービスの精度向上)につながりにくい

○民民境(民地と民地が境)となっている現在の町界を、官民境(公園予定地と民地の境)へ変更

⇒上記を踏まえて、「大字豊田」については、川辺堀之内土地区画整理事業区域を除き、今回の町名地番整理では実施しない方向で検討



1-②. 町区域について < ④南平五丁目付近、⑤万願寺六丁目付近 >



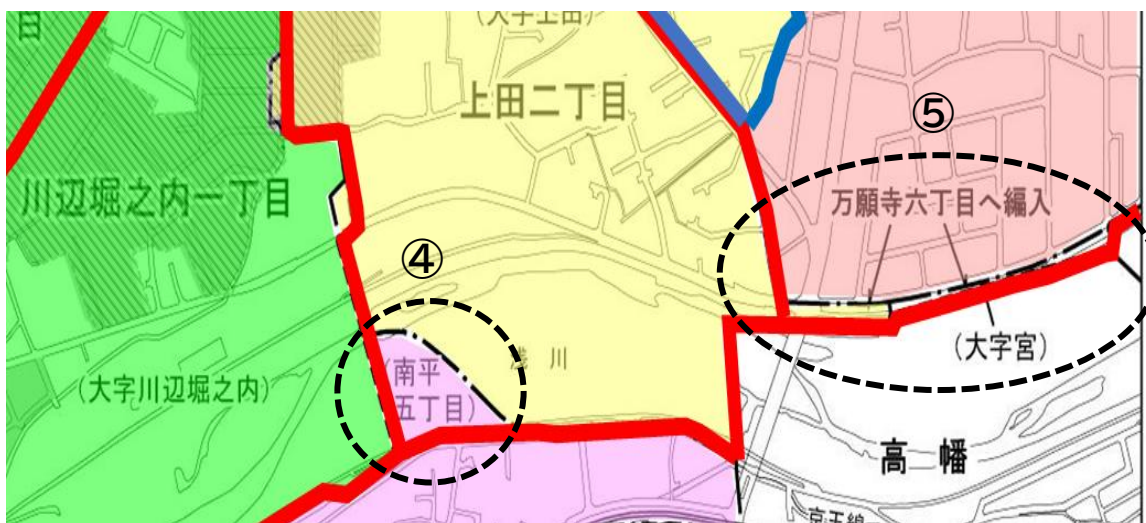
拡大

現況等に合わせて一緒に町名地番整理を行う箇所

④浅川の河川区域内に存在する南平五丁目の一部

➡周辺の町界が河川敷を境としていることから、あわせて上田二丁目に編入。

⑤平成16年に「万願寺土地区画整理事業」に伴い、町名地番整理事業を実施。当該地域は万願寺六丁目に編入されたが、河川遊歩道の一部が大字上田・大字宮としてののこっていたため、万願寺六丁目に編入。



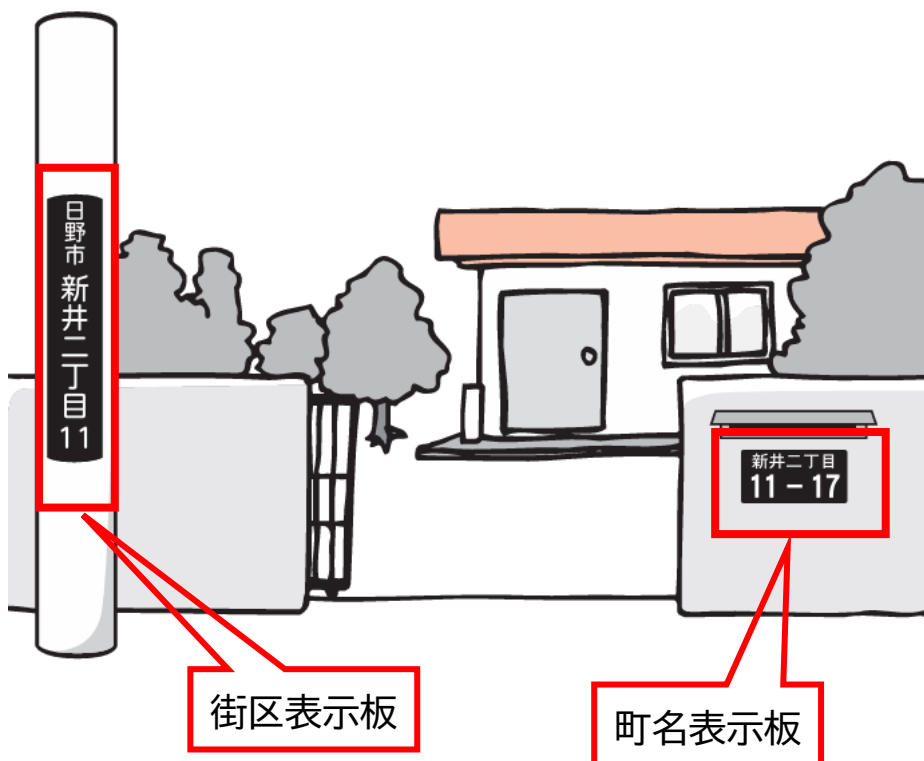
1-③. 確認事項 < 街区表示板の設置について >

< 確認 >

これまでの町名地番整理事業では、街区案内板、街区表示板、町名表示板の3点を作成してきた。前回の「石田・新井地区」の町名地番整理事業の際、街区案内図の作成をやめた。今回の町名地番整理から、街区表示板の設置もやめ、町名表示板のみの作成としたい。

< 街区表示板を設置しない理由 >

GPS等の発達・普及により、現在地確認に街区表示板以外のツールが確立されてきた。街区表示板が老朽化し、剥がれている・落下しているとの連絡が年10件ほどある。剥がれたものが歩行者の目線の高さのものもあり、接触・負傷のリスクがある。



街区案内板

2.今後のスケジュールについて

令和7年11月の事業説明会および同年12月の第28期第1回町名地番整理審議会において、「令和8年9月に市議会へ議案上程、令和9年7月に事業実施予定」と案内。

しかしながら、川辺堀之内土地区画整理事業の進捗状況を勘案した結果、川辺堀之内・上田・宮地区町名地番整理事業の実施時期を延伸(延期)する。

なお、延伸後の具体的な時期については、現時点では未定。

今後の住民周知および手続きの進め方については、以下の通り対応する。

○住民への周知について

- ・延伸後の時期が分かり次第、事業区域内の住民へ郵送にて通知。

○今後の手続きについて

施行時期が明らかになった段階で、町名地番整理審議会への諮問、市議会へ「町区域の新設等」の議案上程を行う。